

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第3回）
開催日時	令和5年12月15日（金） 午前9時30分から10時45分まで
開催場所	田無庁舎 5階503会議室
出席者	（委員） 加藤幸恵、柴田一哉、平勇介、高木保男、竹之内一幸、永田由美、平山喜弘、山内章（敬称略） （事務局）早川総務部長、大熊職員課長、安達職員課長補佐、高橋職員課給与厚生係長、氏江職員課給与厚生係主任、黒澤職員課給与厚生係主事
議題	特別職の報酬等について
会議資料の名称	令和5年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長 令和5年度第3回西東京市特別職報酬等審議会を開会します。 はじめに事務局から連絡事項をお願いします。</p> <p>○事務局 本日は、栗島委員、下平委員から所用によりご欠席との連絡をいただいています。</p> <p>○会長 次に、傍聴人の方についての報告を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局 本日は、会議会場の広さなどを勘案して、5席を用意しています。本日の傍聴希望者は1名です。</p> <p>○会長 定員内ですので、傍聴を認めます。</p> <p style="text-align: center;">（※傍聴人入室）</p> <p>○会長 それでは、議題（2）第2回議事録の確認について、事務局から説明をお願いします。</p>	

○事務局

事前に皆様に郵送した第2回審議会の会議録（案）についてですが、内容に関し何かご意見があれば、ご指摘をお願いします。

なお、お配りした会議録は、発言者ごとに委員名を記載していますが、実際にホームページや情報公開コーナーで公開する際には、委員名を記載しません。

(※委員から修正意見あり)

○事務局

ご指摘いただいた箇所を修正して、後日、ホームページ等に掲載します。

○会長

それでは、本日の議題に入ります。

事務局から配布資料の説明をお願いします。

○事務局

資料1 「体系」・「水準」の考え方について

前回の会議の中で、「体系」・「水準」の考え方についてのご質問がありましたので、その説明資料となります。

(1) 体系についてですが、①から③までの内容が、平成21年度答申での「体系」に関する記載となります。

概要としましては、

①常勤職である、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の報酬の準拠基準としては、同じく常勤の一般職の部長級職員が最適であること。

②部長級職員と、これらの特別職の年収の割合は、類似団体8市及び都内25市の平均値の間で、バランスの取れた値とすること。

③議員については、純粋な意味での非常勤とは言えないものの、常勤職の部長級職員を上回らない程度とすべきであること。

となっております。

この「体系」の考え方について、下に記載しています。「体系」の考え方を簡単に申しますと、特別職の報酬等を市の中でどう位置づけるのか、という概念を示したものとと言えます。市の一般職については、その職責に応じた給与が支給されるよう、給料表や諸手当などの制度が設けられていますが、特別職については、明確な基準は定められていませんでした。平成21年度の「体系」は、特別職についても、一般職である部長級職員の年収を基準とし、これに対する職ごとの設定倍率を乗じて報酬等を決定するという考え方、すなわち市の中の特別職報酬の位置づけを体系化したものと言えるかと思えます。

具体的な設定については、下の図にお示ししたとおりとなっております。例えば一番右の市長については、常勤職員として部長級職員の1.5倍という設定、一番左の議員は、非常勤職員に性質が近いということで、部長級職員の0.8倍などの設定がなされているところです。

裏面をご覧ください。

(2) 水準についてです。ただいま御説明した「体系」での特別職報酬の位置づけが、社会経済情勢や市民感情などを反映した妥当なものと言えるのか、についての考え方です。記載のとおり、報酬の基準となる部長級の年収額に関しては、人事委員会

勧告や東京都人事委員会勧告を反映していることから、経済状況や市民感情も一定程度反映されている、という考え方となっています。

ただし、一番下に記載しているとおおり、この考え方は、西東京市の財政状況が比較的安定しているとの前提に基づくものであり、市の財政状況が著しく悪化した場合には、見直しにより別の考え方が必要となるとされています。

「体系」・「水準」についてのご説明は以上となります。

資料2 これまでの特別職報酬等審議会の経緯

第1回、第2回の会議の中では、現行、概ね5年に一度となっている審議会の開催周期についてご議論いただきましたが、本資料は、この開催周期の決定の経緯を含めた、平成13年度の合併後の本市における特別職報酬等審議会の内容等に関する資料になります。

「1 開催経緯」です。合併後の経緯として、平成14年度、15年度、19年度に審議会が開催されています。これらの審議会においては、特段の附帯意見はなく、特別職の報酬額につき、据え置き又は改定の答申をいただいているところです。

次の平成21年度の審議会については、全8回の会議が開催され、「体系」・「水準」による報酬額についての考え方を決定いただいたところです。

続く平成22年度については、特別給の引き下げの答申がなされていますが、特段の附帯意見はありませんでした。

なお、ここまでの説明のとおり、平成14年度から22年度までの開催周期については、1年あるいは4年ごとなど、ある意味、不定期な開催状況となっています。

次の平成27年度審議会は、前回から5年後の開催となっていますが、答申の中で、開催周期についての附帯意見をいただいています。詳細につきましては、後ほどご説明します。

最後に、直近の令和3年度審議会については、3点の附帯意見をいただき、市長から諮問させていただいたとおおり、本年度、ご審議いただいているという経過となっています。

次に、「2 開催周期（概ね5年に一度）に係る審議経緯」です。

先ほどのご説明のとおり、平成27年度の審議会答申において、開催周期に関する附帯意見がありました。内容としては、①に記載のとおり「次回の諮問・答申の時期については、概ね5年後が望ましい。ただし、著しい経済・社会情勢の変化があった場合には、その都度、諮問がなされるべきである」との趣旨でございます。

その際の主な意見は、その下に記載のとおりとなります。

②は、令和3年度答申での附帯意見ですが、「5年に1度の開催の妥当性を改めて検討する必要がある」との内容となっています。

次に「3 開催周期に関する市の考え」です。

開催周期についての審議会における意見は、今までの説明のとおりですが、市としての考えについて記載しています。市の意見としては、最後に記載のとおり、都内他市の開催周期の状況や、近年の物価高騰などの社会情勢の変化などを考慮すると、5年に一度という周期については、一定程度短縮することが望ましいのではないかと考えているところです。

なお、2枚目の他市の開催周期につきましては、第1回会議でお示した資料と同じ内容になります。

以上で資料の説明を終わります。

- 会長
事務局から資料説明がありましたので、これを受けて審議に入りたいと思います。
何かご意見のある方はいらっしゃいますか。
- 委員
資料2の「【参考】他市の審議会開催周期等について」を見ると、開催周期の設定が「なし」のところが多数ありますが、この詳細について事務局では情報を把握していますか。
- 事務局
条例上の規定がない自治体を「なし」としていますが、各自治体の実際の開催周期を確認すると、2年か3年に一度という場合が多いです。
- 委員
確認ですが、西東京市の開催周期の設定も条例上は「なし」ということですね。
- 事務局
お見込みのとおりです。
- 委員
条例上の規定は「なし」の自治体でも、開催していないわけではないという理解でよろしいですか。
- 事務局
お見込みのとおりです。
- 委員
それならば、資料にもそのことを記載した方が、西東京市と他市の比較がしやすいと思います。
- 会長
前回の附帯意見③において、開催周期を検討課題としていたわけですが、最終的な結論としては、必要に応じてその都度開催する方法、あるいは開催周期を制度化して開催する方法のどちらかになるかと思います。数値化しておいた方がよいというのがこれまでの議論の傾向だと思いましたが、それならば具体的な数字を決める必要があります。
皆様いかがでしょうか。
- 委員
私の考え方としては、前回の意見にもあったように、市民感情を特別職の報酬に反映させる過程としては、審議会で市民委員を含めて意見を聴き、議会において議員の賛否を問うという2段階の方式を採っていると思います。
仮に東京都人事委員会勧告で引下げ改定が続いていて、審議会を開催すれば報酬が下がる可能性が高いというときに、予め開催周期を定めておかなければ市長が開催しないというリスクがあります。開催の判断が恣意的にならないように、開催周期の方針については答申で示しておいた方がよいと思いますが、具体的な周期については、これから皆さんの意見を聴いて検討していきたいと思います。
- 会長
今の意見に反対はありますか。
- 委員
異論ではありませんが、答申した開催周期のその後の取扱いはどうようになるのでしょうか。現状は5年だと思いますが、それを条例化するのか、あるいは今までどおり慣例として運用していくのかを確認したいです。

- 会長
事務局の作成した資料を見ると、条例では規定していない自治体が多いということでしょうか。
- 事務局
開催周期まで条文化している自治体は、ほぼ無いかと思われます。
- 委員
個人的な意見ですが、条例で決めてしまうと、たとえば市の財政が悪化したときなどの急激な変化があったときに対応が難しくなる可能性があると思います。急な対応ができるように条例化はせず、審議会で答申を出して、市長にこれまでどおり意見を尊重してもらおうという形の方が柔軟な対応ができる気がします。
- 会長
条例化が理想ではありますが、ソフトローのような形で運用していく方が様々な状況に対応しやすいので、他市もおそらくそうしているのではないのでしょうか。
そうしますと、条例化はしなくても答申で開催周期を定めるという考えでよろしいのでしょうか。
- 委員
西東京市は現状では5年に1回ですが、概ね2年に1回開催するというような位置づけは可能ですか。
- 会長
答申の中に示せば可能です。完全に市長を拘束するわけではありませんが、これまで答申が議案に反映されてきた経緯を踏まえると、事実上の拘束力は持っていると思います。
- 委員
答申でそのような趣旨を伝えた方がよいと思います。
- 会長
2年に1回という意見がありましたが、資料を見ると自治体によって様々ではあるものの、2年に1回というところが一番多いです。
- 委員
開催周期をあまり短くすると議論が薄くなってしまう可能性が高いです。今までは5年に1回だったので、「体系」・「水準」論の合理性について議論する意義がありましたが、毎年開催すると、額を単純にいくらにするかという議論をするだけの場になってしまう可能性が高いと思います。2年でもよいとは思いますが、額以外に市民感情や「体系」・「水準」論についても議論できそうな形として、まずは3年に1回で開催してみてもどうかというのが個人的な考え方です。
- 委員
特別職報酬の変動に関して、市長の諮問機関としての審議会が存在するわけですが、報酬を改定するためのその他のルートはあるのですか。
- 委員
条例で最終的に決まりますので、たとえば議員が条例案を発議し、過半数の賛成があれば決まるはずですが、審議会のルートだけでないと思われます。
- 委員
実際にどの程度発議されているのですか。
- 事務局
合併後の当市における事例はありません。

○委員

市長が議案を提出しない限り、報酬は固定ということですか。

○事務局

市長が諮問しない間は固定ですが、一定の周期で開催していますので、基本的には答申に沿った形で条例案を提出しています。

○委員

一般職は東京都人事委員会勧告で毎年チェックされますが、特別職には審議会しかルートがないとすれば、あまりにも固定的だと思います。審議会以外のルートがはっきりと確保されていないのであれば、制度的に補強しておいた方がよいのではないですか。

○事務局

手法としてはありますが、今まで具体的に使用されてはいません。

○会長

議員発議や市長の議案提出という方法以外にも地方自治法の直接請求として市民から直接署名があればできますので、全く他のルートがないというわけではありません。ただ、実際にそこまで起こるかといえば、可能性は低いと思います。

○委員

別ルートが確保されていないとすると、一般職と違い、身分保障が十分ではないという捉え方もできるので、制度的に補強が必要だと思います。

○会長

答申に関しては、あくまで紳士協定のような形になるのかと思います。

○委員

市長の給料を減額する条例案を提出するときは、審議会を通さなくてもよいのですか。

○事務局

事例としては、過去にも市長自ら給与減額の特例条例を出したことはあります。この場合、自発的な減額のため、審議会を経てはいません。

○委員

不祥事のあった自治体では、特別職の給料カットを行っているところが多いですね。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

私の考えでは、市長の給料カットの割合が決まれば、自動的に他の特別職のカット割合も決まるという条例ではないという理解です。

○委員

つまり、減額というよりは返還に近い形ということですか。

○事務局

お見込みのとおりです。ただし、返還だと公職選挙法の寄附行為に該当するため、一般的には減額という形が採られています。

○委員

特別職全体の報酬は、これまでの市長を含め、この審議会を経て決定されているものと理解しています。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

先程、答申は紳士協定のようなものという意見がありましたが、特別職は選挙を通じて責任を取ることが地方自治の本質なので、そこで最終的に有効性が担保されているのだと私は理解しています。仮に不合理なことをする市長を選んだ場合、その間接的な不利益は市民が被ることになるので、「しっかり選挙に行って投票しましょう」という話になります。

○会長

法律上いくつかの手段があり、たとえば、審議会を開かないことによって市民に財政的な不利益があれば、住民訴訟を起こすという方法もあります。ただ、そこまで至るケースが少ないので、一般的にはあまり意識されていません。

これまでの議論の方向性としては、5年で紳士協定のような形にすると長いので、もう少し間隔を短くし、ただし2年では短すぎるので3年ぐらいが妥当ではないかということだと思います。

答申に拘束力はありませんが、5年では間隔が長いという意見を伝えることで、報酬に対して鈍感であってはいけないという指摘にもなりますので、重要な意義を持つと思います。

○委員

私も3年が妥当であるという印象を受けました。ただし、3年の途中で開催する必要がある状況というのも考えられると思うので、不測の事態を想定した文言も加えた方がよいのではないのでしょうか。

○会長

これまでもそういう考え方を採っていましたよね。

○事務局

但し書きのような形で、「急激な変動があった場合は～」というような文言を入れることは可能です。

○委員

市民の信任を受けた立場である市長が、在任中に一度も審議会を開かないというのはよくないと思いますし、議論の場が必要だと感じました。それが市長の責任だと思いますし、議員についても同じことが言えます。

○会長

3年の周期についてはどう思いますか。

○委員

3年だと4年の任期の間に入りますが、5年だと任期中に開催されない可能性があります。最低でも4年に1回は開く必要があるのではないかと思います。

○委員

仮に任期の1年目で審議会が開かれた場合、1年足らずの期間で判断することになるので、4年に1回の方がよいのではないかと思います。

○委員

他市での例があるように、市長在任中に1回という形も候補になると思います。

○会長

ちなみに市長在任中に1回というのは、具体的には4年に1回ということですか。

○事務局

必ずしも2期目があるとは限りませんので、少なくとも4年に1回は開催している

という認識です。

○委員

先程、任期の1年目に当たったときはどうするのかという意見がありましたが、審議会は市長のみではなく特別職全体の報酬が対象なので、どちらかという市長のこれまでの行政活動というよりは、物価上昇、民間の動向、財政力などに主眼が置かれていると思います。したがって、3年周期によって任期の1年目にすぐ開催したとしてもそれほど不合理にはならないと思います。さらに、3年であれば4年間の任期中に再度評価を問われる機会ができますので、私も3年周期が適当だと思っています。

○委員

たしかに1年目で当たった場合、4年目でも当たります。その場合、市長の評価は次の選挙結果で判明するということになりますね。

○委員

極論をいえば、その通りだと思います。市民が不満であれば選挙で当選しないということになります。

○委員

西東京市の現状では、市長と議員の選挙が交互に2年に1回行われていますので、それぞれ人が変わったときに考える機会を持った方がよいというのが私の意見です。

○委員

特別職報酬について、歴史的な背景からボランティア報酬として捉えるのか、あるいは近年の傾向にあるように専門職として考えるのか、ウェイトをどちらに置くかによって開催周期の考え方も変わってくると思います。

○会長

成功報酬的な考えになると、ポピュリズムの問題も発生します。市民受けのよい施策で人気は上がったとしても、それによって財政が悪化するようなことは好ましくありません。特別職と一般職は制度上分けられていますが、仕事内容を勘案しても実態はそれほど異なるわけではないので、一緒に考えていくというのが基本になるかと思います。

色々のご意見をいただきましたが、これまでの議論において、答申で数字を示す必要があるということについては委員間でコンセンサスが取れていると思います。

定足数を満たしていますので、ここで決を採りたいと思います。

まず、3年がよいという方は挙手をお願いします。

(※挙手多数)

次に、2年がよいという方は挙手をお願いします。

(※挙手少数)

それでは、3年がよいという意見が多数ですので、審議会の意見としては開催周期は3年ということにしたいと思います。

それでは、資料2についての議論はこれで終了します。

次に資料1の「体系」・「水準」の考え方ということで、現在の「体系」・「水準」論は、平成21年度に経済学者である会長が中心となりつくられたものと把握しています。

前回、「体系」・「水準」論を変える必要はなく、修正するとしても部分的でよいのではないかと、という発言を私からさせていただきましたが、その点について皆様から意見はありますか。「体系」・「水準」論がつくられたときと比べて、社会情勢が大きく変わっていると思います。

資料にある類似団体は、当時と同じですか。

○事務局

当時とは変わっています。審議いただく年次の類似団体との比較は必要かと思いません。

○委員

資料にある「類似団体8市」は、現在では当時と同じ8市ではなくなったということですか。

○事務局

類似団体の基準が人口規模及び産業規模になりますので、人口の増減等により外れた市もあります。

○委員

8市でないときもあるのですか。

○事務局

お見込みのとおりです。年度によって変わります。

○会長

西東京市が属している類型はIV-3ですが、その内訳は変わるのですか。

○事務局

IV-3の類型には人口15万以上及び産業規模の要件がありますが、他市においてその要件を満たせば内訳が変わる可能性があります。

○会長

そうすると、答申を出す時点で何市が該当するのかということが重要になるかと思えます。

○事務局

直近の類似団体の数は、西東京市を抜くと8市となりますので、資料のとおりになります。

○委員

武蔵野市が入らない理由は、人口が15万人に達していないからですか。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

仮に15万人以上になると、類似団体に入る可能性があるということですね。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

「体系」・「水準」論については、平成21年当時の内容を見返しましたが、特に不合理な点はなく、現時点で合理性が担保できていると思いますので、しばらくこのまま維持してもよいのではないかと私は考えています。

○会長

意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

私も特にこのままで問題ないと考えていますが、①の「準拠基準としては常勤であ

る一般職の部長級が最適である」という文言が少し強い表現だと感じます。

これは当時そのままの文言ですか。

○事務局

お見込みのとおりです。

○会長

私ならば「相当である」という表現を使うと思います。

○委員

「最適である」と言い切っていますね。

○会長

今後使う表現としては「相当である」の方がよいのではないかと思います。ただし、その他の内容については特に異論はありません。

それでは、「体系」・「水準」論については特に変更しないということによろしいですか。

(※反対意見なし)

それでは特に異論なしと判断いたします。

次に、附帯意見①「市民感情、地域の実情をどのように反映させるか」についてですが、おそらく市民感情について審議がしやすくなるためのデータを整えていくという方向性で付けた意見だったと思います。市民感情については配慮されるべきですが、客観的なデータとしてウェイトを置くことは難しいと思います。また、他市の答申においても同様のことは盛り込まれていて、当然のことを書いているとしか言いようがありませんので、もう一度審議会で審議するべきかどうかについては疑念が生じているところです。

したがって、今回の審議会の答申では附帯意見①は外し、附帯意見②の文言に含ませるイメージで、「体系」・「水準」論を踏襲しつつ、市民感情、地域の実情を報酬に反映させる、という方針でよいのではないかと思います。

皆様いかがでしょうか。

(※反対意見なし)

それでは、本日の議論はこれで終了ということにします。

皆様ご協力ありがとうございました。資料1の結論については、事務局でまとめていただきたいと思います。

なお、事務局から示された進行表では第4回で改めて議論を行うこととなっていました。実際には必要ですか。

○事務局

今回で議論は終了ということで問題ありません。次回までにこちらで結論をまとめたものを用意いたします。

○会長

それでは第4回はその確認のための会議にしたいと思います。

事務局から次回会議の日程について説明をお願いします。

○事務局

次回の会議については、1月29日の午前10時から開催したいと考えています。皆様

方のご都合等を踏まえ、本日も決定いただければと思います。

○会長

次回会議の日程について、1月29日の午前10時から開催してはどうかという提案がありました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

(※各委員に日程確認)

○会長

それでは、次回会議は1月29日の午前10時から開催とします。
本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。